8　データ、プログラム、ドキュメント等の管理

⑴　データ等の取扱い及び管理

ア　データ、プログラム及びドキュメントの使用、保管、複写、受渡し、消去及び廃棄について、その取扱い及び管理の方法を定めること。

イ　国税・地方税連携ネットワークシステムに係る処理においては、特定個人情報を国内において取り扱うこと。

ウ　プログラムの改ざん、消去等を防止するために、プログラムの登録及び抹消は、責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

エ　紙媒体に出力されたドキュメントを廃棄する場合には、裁断、溶解その他の当該ドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。

⑵　帳票の管理

ア　帳票の受渡し及び廃棄の方法を定めること。

イ　事務室の出力装置から出力する場合のデータの漏えいを防止するため、必要な措置を講ずること。

9　障害時等の対応

⑴　障害の早期発見

国税・地方税連携ネットワークシステムの障害箇所の発見や性能の低下を検知するため、必要な措置を講ずること。

⑵　早期回復のための代替機能等の整備

ア　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要なファイルについて、他の記憶媒体に複製することとし、必要に応じ、複製された記憶媒体を当該ファイルを記録した記憶媒体とは別に保管すること。また、国税・地方税連携ネットワークシステムの重要な構成機器及び関連設備について、障害が発生した時に代替することができる機能を整備する等、必要な措置を講ずること。

イ　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、障害が発生した時に、複製された重要なファイル等を基に速やかに国税・地方税連携ネットワークシステムを回復できるよう必要な措置を講ずること。

ウ　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、あらかじめ定められた作業手順に従って国税・地方税連携ネットワークシステムが確実に回復することを、試験により確認すること。

⑶　不正アクセスの早期発見

不正アクセスを早期に発見するため、必要な措置を講ずること。

⑷　不正アクセスが判明した場合の対応

不正アクセスが判明した場合、国税庁、指定法人、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体の間で連絡調整を行い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。

⑸　再発防止策の検討

国税・地方税連携ネットワークシステムに障害等が生じた場合には、その応急措置を実施するだけでなく、根本原因及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努めること。

⑹　障害等情報の記録と共有

国税庁及び指定法人は、国税・地方税連携ネットワークシステムに係る障害について、その応急措置方法、根本原因及び再発防止策についてそれぞれ分担して内容を取りまとめ、必要に応じ、相互に情報を共有するとともに、指定法人は、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と情報を共有すること。

10　委託を行う場合等の措置

⑴　認定委託先事業者等への委託

ア　国税庁長官が、特定個人情報の送信若しくは国税庁サーバに備えられた記憶媒体への特定個人情報の記録の事務を委託する場合又は国税庁サーバの運用保守等の事務を委託する場合は、この基準に適合したセキュリティ対策を実施していると認められる事業者以外の者へは委託を行わないこと。

イ　都道府県知事又は市町村長（一部事務組合の管理者（又は理事会）及び広域連合の長を含む。）が、特定個人情報の送信若しくは都道府県サーバ若しくは市区町村サーバに備えられた記憶媒体への特定個人情報の記録の事務を委託する場合又は都道府県サーバ若しくは市区町村サーバの運用保守等の事務を委託する場合は、認定委託先事業者又は単独設置型地方団体以外の者へは委託を行わないこと。

ウ　国税庁長官は、アの事務を委託する事業者に、少なくとも年一回、監査を実施すること。また、監査の結果、当該事業者がこの基準に適合したセキュリティ対策が実施されていないと認められた場合には、国税庁長官は当該事業者に係る委託契約を解除すること。

エ　委託利用型地方団体は、イの事務を委託する認定委託先事業者に、少なくとも年一回、指定法人による監査を受けさせ、監査の結果を報告させること。また、指定法人による監査の結果、当該認定委託先事業者が事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備を有せず、又は、この基準に適合したセキュリティ対策が実施されていないと認められた場合には、委託利用型地方団体は当該認定委託先事業者に係る委託契約を解除すること。

オ　国税庁長官は、アの事務を委託する事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、当該事業者と再委託の制限、事前申請及び承認に関する事項を取り交わすこと。

カ　委託利用型地方団体は、イの事務を委託する認定委託先事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、当該認定委託先事業者と再委託の制限、事前申請及び承認に関する事項を取り交わすこと。

⑵　認定委託先事業者等以外の事業者への委託

ア　国税庁、指定法人、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体は、⑴ア又はイの事務以外で、国税・地方税連携ネットワークシステムの開発、変更、運用保守等について事務の委託を行う場合は、委託する事業者の社会的信用及び能力を確認すること。

イ　アの場合において、事務を委託する事業者に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。

ウ　アの場合において、事務を委託する事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、当該事業者と再委託の制限、事前申請及び承認に関する事項を取り交わすこと。

⑶　事務を委託する場合の事業者の分担範囲等の明確化

国税庁、指定法人、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体は、国税・地方税連携ネットワークシステムの開発、変更、運用保守等を複数の事業者に委託する場合、分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行えるような措置を講ずること。事務の委託を受けた事業者が、複数の事業者に事務を再委託する場合も同様とする。

⑷　要員派遣を受ける場合等の措置

要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずること。

11　国税・地方税連携ネットワークシステムの監査

⑴　外部監査等の実施

国税庁及び指定法人は、国税・地方税連携ネットワークシステムの企画、開発及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策についてそれぞれ分担して外部監査を実施し、その結果に基づき国税・地方税連携ネットワークシステムの改善を行うこと。また、指定法人は、認定委託先事業者に対し、国税・地方税連携ネットワークシステムの企画、開発及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策についての外部監査を実施し、その結果に基づき国税・地方税連携ネットワークシステムの改善を行わせること。この場合において、指定法人は、当該外部監査の結果を、政府に報告するとともに、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体に提供すること。